

ケアハウス きらら 階層区分別利用料金表

令和6年4月現在

階層	対象収入による階層区分	月額基本料金			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	51,940円	25,000円	86,940円
2	1,500,001~1,600,000円	13,000円	51,940円	25,000円	89,940円
3	1,600,001~1,700,000円	16,000円	51,940円	25,000円	92,940円
4	1,700,001~1,800,000円	19,000円	51,940円	25,000円	95,940円
5	1,800,001~1,900,000円	22,000円	51,940円	25,000円	98,940円
6	1,900,001~2,000,000円	25,000円	51,940円	25,000円	101,940円
7	2,000,001~2,100,000円	30,000円	51,940円	25,000円	106,940円
8	2,100,001~2,200,000円	35,000円	51,940円	25,000円	111,940円
9	2,200,001~2,300,000円	40,000円	51,940円	25,000円	116,940円
10	2,300,001~2,400,000円	45,000円	51,940円	25,000円	121,940円
11	2,400,001~2,500,000円	50,000円	51,940円	25,000円	126,940円
12	2,500,001~2,600,000円	57,000円	51,940円	25,000円	133,940円
13	2,600,001~2,700,000円	64,000円	51,940円	25,000円	140,940円
14	2,700,001~2,800,000円	67,700円	51,940円	25,000円	144,640円
15	2,800,001~2,900,000円	67,700円	51,940円	25,000円	144,640円
16	2,900,001~3,000,000円	67,700円	51,940円	25,000円	144,640円
17	3,000,001~3,100,000円	67,700円	51,940円	25,000円	144,640円
18	3,100,001円以上	67,700円	51,940円	25,000円	144,640円

毎月の利用料金(サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用の合計)は、前年の収入によって階層区分別利用料金表により決定されます。(三重県の通知に伴い改定される場合があります。)

※1 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した金額です。

※2 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入(必要経費を控除した額)を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万以下に該当する場合、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用納付額については、上記表の額から30%減額した金額とします。

※3 11月~3月の期間は、冬期加算として月々2,190円加算されます。

※4 居室で使用する電気代・水道代などの経費は自己負担となります。